



沼津市 農業委員会だより

第151号

発行日 2025.6.15

NUMAZU Agricultural committee NEWS



▲岩本 賢さん 西浦木負の圃場にて

新たな人生を西浦から

現在西浦木負でみかんを栽培している岩本賢さんは奈良県出身の27歳です。令和6年12月にみかんの栽培に関する研修を終え、令和7年1月から独立し、認定新規就農者として農業経営を開始しました。

大学では農学を専攻し、卒業後は奈良県の農業法人に就職。「ラブライブ！サンシャイン！！」をきっかけに沼津に興味をもち、何度も沼津へ足を運ぶなかで西浦みかんと出会い、そのおいしさに魅了されたことで本格的に沼津への移住と西浦みかんの栽培を考えるようになったとのこと。沼津市は首都圏からの距離が近く農業経営地としても生産地としても適しており、独立して農業を経営したい意向のあった自身に適していると感じたそうです。

農業法人へ勤めていた頃は、主に営農面の仕事をしていたことから、現在の一番の課題は帳簿の管理など経営者としての仕事だと話してくれました。また、現在借りている圃場は、地域では糖度の高いみかんがとれることで知られているので、おいしいみかんを作り続けることを目標に努力していきたいと話してくれました。

岩本さんは、地域の方々との関わりがあってこそその農業だと研修の中で再認識し、「農家や土地の所有者の方々などと積極的にコミュニケーションをとる中で、地域との協調と関わり合いを大事にしていきたい」と意気込んでいます。「若輩者ですが、若い力を活かして地域に貢献できるように頑張ります」と力強く話してくれました。

盛土規制法による規制が開始されました



500㎡を超える農地の盛土は、**盛土規制法**の対象となります。

令和7年5月26日から盛土規制法による規制が開始され、農地・森林の造成や一時的な土石の堆積などが、規制の対象に追加されました。また、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化してあります。

安易な盛土は、法に抵触する可能性がありますので、ご注意ください。

農業者年金の現況届の提出はお済みですか？

現況届は、年金受給者の皆様の受給資格を確認するものです。

この届が提出されないと、受給が停止される場合もありますので、今一度ご確認ください。

【提出期限】**6月30日(月)**

期限に遅れてしまった場合は一度下記連絡先までご連絡ください。その際に受給者の方のご住所等をお伺いすることがありますが、照合のためですのでご協力をお願いいたします。

【提出先】**農業委員会事務局又はお近くの市民窓口事務所**

【お問合せ先】**農業委員会事務局(農林農地課内) 055-934-4757**



令和7年度の農地パトロールを実施します



昨年度の耕作放棄地の様子
← 片浜地区 → 金岡地区



8月から9月にかけて市内全域で、耕作放棄地を確認するために農地パトロールを実施します。すでに5月から7月にかけて、各地区の農業委員と農地利用最適化推進委委員によって事前調査を行っています。事前調査では市内全域の耕作放棄状態ではない農地についても調査対象となります。調査者が目視で確認するため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

農地法第2条の2には農地について権利を有する者の責務として、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と規定されています。

耕作放棄状態が続くと、特に山間の土地や奥まっている土地では不法投棄や違反盛土などのリスクがありますので、所有している農地については適正な管理をお願いいたします。

令和7年度のスマート農業導入支援事業補助金を受付けています



令和6年度から導入されたスマート農業導入支援事業補助金につきまして、本年度も継続して実施しております。

沼津市内に住民登録がある農業者等、条件を満たした個人・農業法人等を対象としており、昨年度は一輪車電動化キットや農産物鮮度保持装置の導入がありました。

利用者からは「労力が半減し、導入して良かった。」との声が上がっていました。

今年度は、技術導入による労力軽減の実績を踏まえ、より多くの方の支援ができるよう、昨年度以上に予算を設けております。

『農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に掲載されている技術等の導入』が補助金交付の対象となります。技術の導入をご検討の方や興味のある方は下記連絡先へお気軽にご相談ください。

【問合せ先】

沼津市役所農林農地課農林振興係 TEL: 055-934-4751

地域計画を策定しました

農業関係者をはじめとし、地域の関係者が一体となり地域農業の目指すべき将来の姿を明確にした「地域計画」を令和7年3月に策定しました。

沼津市では、「西浦みかん地域」、「大平水稻地域」、「北部水稻地域(原浮島・愛鷹・松長)」、「愛鷹山麓茶園地域(浮島・愛鷹・岡一色)」、「戸田地域(戸田・井田)」の5地域、10計画を策定し、今後各地域の実情に合わせて随時計画を見直し、更新・変更していく予定です。

具体的な地域計画の内容については、右記QRコードから沼津市農林農地課のHPをご確認下さい。



農業従事者の方も労災保険の特別加入を検討しませんか

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、事業主自らが危険な作業を行うことが多い農業者も要件を満たせば特別に労災保険に加入することができます。この制度のことを特別加入制度といいます。

万が一事故にあった場合、治療費の負担や、治療中の収入減少などが生活に大きな影響をもたらします。確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

農業従事者の方の場合には、次の3つの区分【特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者・中小事業主等】のいずれかに特別加入することができます。各区分の該当要件につきましては、厚生労働省のHP内にある「特別加入制度のしおり(中小事業主等用・特定農作業従事者用)」をご参照ください。

通勤災害に関しては、指定農業機械作業従事者・中小事業主等の区分では一般の労働者と同様に扱われます。特定農作業従事者の区分では、通勤災害の保護の対象となっていないため、注意が必要です。

補償範囲は各区分によって異なりますので、各個人の実情に応じて加入をご検討ください。補償範囲の詳細については、各しおり内の「補償の対象となる範囲」をご確認ください。

【問合せ先】

JAふじ伊豆なんすん営農経済センター地区営農課

TEL: 055-931-3132



令和6年度沼津茶検定を開催しました



令和7年3月8日（土）に沼津市役所で3回目となる沼津茶検定を開催しました。

参加対象者は市内小学校に通う3～6年生で、今回の検定では26名にご参加いただきました。

この検定はお茶の知識を深めることで、本市の地場産品や歴史への興味関心を高めることを目的としています。参加者は事前に配布したテキストから出題される筆記試験に加え、茶種当てや闘茶など3つのお茶の課題に挑戦しました。

初めての飲み比べに苦戦しながらも、味を楽しみ、全てのお茶を飲み干す参加者も多く見受けられました。また、茶葉を手に取り、見た目・触感・香りを真剣に比べている様子がとても印象的でした。

西浦みかん寿太郎トップセールスを行いました

令和7年1月31日（金）に大田市場にて、西浦みかん寿太郎のトップセールスを行い、市場関係者に向けて、沼津市生まれの自慢の逸品である西浦みかん寿太郎をPRしました。

今年は沼津市の頼重市長を始め、西浦みかん大使高海千歌（タカミチカ）ちゃんの声優を務める伊波杏樹（イナミアンジュ）さんにもお越しいただき新出荷箱のお披露目をしました。

初競りでは「赤秀（最高ランクの等級）5kg」になんと10万円の高値がつけました！！



新茶の茶摘み体験を行いました



令和7年4月19日（土）に愛鷹山の茶畑にて新茶の茶摘み体験を行いました。

お子様連れからお年寄りまで、市内外より約100名の方にご参加いただきました。

参加者は日本茶インストラクターから茶葉の摘み方を教わりながら真剣に新茶を摘んでいました。

このほか、摘んだばかりの生葉を煮出したお茶の試飲を行い、インストラクターがくれたお茶と、新茶を使ったパンケーキを味わいました。

参加者からは「良い体験ができた」「お茶もすごく美味しかった」との声をいただきました。